



はされていません（会社法 120 条 1 項参照）。そして、仮に会社以外の者からの QUO カードの配布等による何らかの利益供与（適法行為）が誘因となって議決権行使がなされたとしても、当該議決権行使が「無効」となることはあり得ません。

そもそも、当社が行ったアンケートは、明治機械の株主の皆様から同社の経営方針や株主還元等に関するご要望を集約するものであり、「経済的利益の提供により、株主の皆様による議決権行使を誘導」することを企図するものでもありません。本件記載は、当社のアンケートがあたかも株主の議決権行使に不当な影響を及ぼしているかのように誤認させるものです。

**したがって、当社の株主提案（第 3 号・第 4 号議案）に賛成の議決権行使をした場合、または、会社提案（第 1 号議案）に反対の議決権行使をした場合も、株主の皆様が議決権行使が無効になることはあり得ません。**仮に、明治機械がこれを無効として取り扱う場合、明治機械の違法行為となります。

**つきましては、明治機械株主の皆様におかれましては、どうぞ安心して、当社の株主提案（第 3 号・第 4 号議案）にご賛成ください。また、同様に、安心して、会社提案（第 1 号議案）にご反対ください。**

当社は、明治機械が、本招集通知において本件記載を行ったことについて、極めて問題があると考えております。

すなわち、法的に無効になり得ない株主提案賛成の議決権行使（会社提案反対の議決権行使を含む。以下同様。）について、「無効として取り扱う」場合があると宣言することは、株主提案に賛成しようとする株主様の議決権行使を大幅に萎縮させるものです。

また、本件記載は、法的に無効になり得ない株主提案賛成の議決権行使を無効にできるとの理解を言明する内容であることから、金融商品取引法施行令 36 条の 4 に違反する可能性のあるものです。

明治機械は、当社のアンケート送付があたかも違法であるかのように吹聴し、さらには「本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下の連絡先までご連絡ください。」などとして、あたかも通報すべき悪事であるかのように、根拠なく触れ回っております。

このような記載を読んだ通常の株主様においては、当社が何らかの不適切な行為を行っており、当社の株主提案に賛成の議決権行使を行うことは「無効扱い」される可能性があるという誤解が広まり、結果として、明治機械の現在の経営の問題を憂い、業績回復を望み、本来は当社の株主提案に期待し、賛成することを検討していた株主が、議決権を行使せず、または株主提案に賛成しない可能性が生じることとなります。

したがって、本件記載が株主の議決権行使への不当な制約となり、企業価値向上の機会となるはずの本臨時株主総会の決議にも影響しかねない、極めて不当なものです。そのため、当社は、明治機械に対し、撤回を求める警告書を送付いたしました。

明治機械が、経営の問題に真正面から答えるのではなく、当社の行為に対する法的に誤った非難によって株主の皆様から会社提案への賛成票を集めようとしていることは遺憾といわざるを得ません。

## 2 明治機械の「当社から株主の皆様にお伝えしたいこと」における事実誤認

明治機械の「当社から株主の皆様にお伝えしたいこと」においては、下記を含む種々の事実誤認・重要な事実の隠蔽がございますので、当社は明治機械に対し、厳重に抗議いたしました。株主の皆様におかれては、くれぐれも誤解なきよう、念のためお気を付け願います。

- ・ 昨年の定時株主総会において、日本コンベヤが中尾氏と連携した事実はないこと
- ・ 日本コンベヤは、本件臨時株主総会を通じて明治機械の経営支配権を取得する方針を公表していないこと
- ・ 過年度決算についての監査等委員会の調査報告について、石田氏は無条件に賛同したのではなく、その結論は客観証拠に裏付けられることを条件とする旨の留保付きのものであること

以 上